

「農薬の登録申請において提出すべき資料についての一部改正案（改正農薬取締法の施行に伴う試験項目の追加等）に関する意見・情報の募集」の結果について

令和元年6月28日
農林水産省消費・安全局

「農薬の登録申請において提出すべき資料についての一部改正案（改正農薬取締法の施行に伴う試験項目の追加等）」について、令和元年5月22日から6月11日までの期間、電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載すること等を通じて広く国民の皆様から意見・情報を募集いたしました。

その結果、本件に関して18名の方から57件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見のうち、今般の通知に係る御意見の概要及びそれに対する考え方を別紙のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

ご意見を踏まえ、公表した「農薬の登録申請において提出すべき資料についての一部改正案（改正農薬取締法の施行に伴う試験項目の追加等）」の一部を修正した上で発出することとしました。

皆様方の御協力に深く御礼を申し上げますとともに、今後とも農林水産行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

問い合わせ先
農林水産省消費・安全局農産安全管理課
農薬対策室
電話：03-3502-8111（内線4505）